

指定管理者の情報公開に関する基準

(平成26年6月24日副市長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、指定管理者が管理する施設(以下「施設」という。)の管理に関する業務の情報の公開に関して、情報公開制度の適正な運営を行なうとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「文書」とは、指定管理者の役員又は職員(以下「役職員」という。)が那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の施行後に締結する基本協定に基づき実施される業務のため作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、役職員が組織的に利用するものとして、指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び指定管理者以外のものが無償頒布することを目的として発行するもの
- (2) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(公開の申請)

第3条 指定管理者は、文書の公開の申請(以下「公開申請」という。)をしようとするものに対し、公開申請に必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。

- 2 公開申請は、指定管理者に対し、「文書公開申請書(第1号様式)」を提出して行うものとする。
- 3 指定管理者は、文書公開申請書に形式上の不備があると認めるときは、公開申請をしたもの(以下「公開申請者」という。)に対し、補正の参考となる情報を提供し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 公開申請者は、公開申請により得た文書を適正に使用しなければならない。

(文書の公開)

第4条 指定管理者は、公開申請があったときは、公開申請に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申請者に対し、当該文書を公開しなければならない。

- (1) 法令等により、明らかに守秘義務が課されている情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該役職員又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該役職員又は当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(ア) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項の行政執行法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項の独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条の地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

- (3) 法人その他の団体(指定管理者並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

- (4) 指定管理者の内部又は指定管理者と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下次号及び第 14 条において「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 公にすることにより、指定管理者又は国等の機関が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、指定管理者又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの
 - (7) その他指定管理者又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの
- 2 指定管理者は、公開申請に係る文書が前項に該当する文書であっても、期間の経過によって当該文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該文書を公開しなければならない。

(部分公開)

- 第5条 指定管理者は、公開申請に係る文書の一部に非公開情報が記録されている場合(当該非公開情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である場合を除く。)は、公開申請者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開しなければならない。
- 2 公開申請に係る文書に前条第1項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書の存否に関する情報)

- 第6条 公開申請に対し、当該公開申請に係る文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、指定管理者は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開申請を拒否することができる。
- 2 指定管理者は、前項の規定により公開申請を拒否したときは、その旨を施設を所管する課の長(以下「所管課長」という。)に報告しなければならない。

(公開申請に対する措置)

- 第7条 指定管理者は、公開申請に係る文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開申請者に「文書公開決定通知書(第2号様式)」又は「文書部分公開決定通知書(第3号様式)」により通知しなければならない。この場合において、当該文書を閲覧、視聴又は聴取により公開するときは当該文書を公開する日時及び場所を、当該文書の写し(電磁的記録を用紙に出力したもの又は電磁的記録媒体に複写したもの

を含む。以下同じ。)の交付により公開するときは交付の期間及び場所(当該交付を郵送により行う場合は、第 11 条の費用を納付する期限)を併せて通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、公開申請に係る文書の全部を公開しないとき(前条第 1 項の規定により公開申請を拒否するとき及び公開申請に係る文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開申請者に「文書非公開決定通知書(第 4 号様式)」により通知しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による通知(公開申請に係る文書の全部を公開するときを除く。)には、公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由をできる限り具体的に記載しなければならない。
- 4 指定管理者は、第 1 項後段の日時及び場所を、公開申請者の意見を聴いた上で決定するものとする。ただし、公開申請者と連絡が取れない等の理由により意見を聴くことができないときは、この限りでない。
- 5 第 2 項の場合において、指定管理者は、非公開と決定した文書が期間の経過により第 4 条第 1 項各号に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申請があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 3 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日数を限度として期間を延長することができる。この場合において、指定管理者は、公開申請者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を「文書公開決定等期間延長通知書(第 5 号様式)」により通知しなければならない。

- (1) 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与える場合
意見書提出に要する期間を考慮した日数
- (2) 前号以外の場合 30 日

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 9 条 公開申請に係る文書に指定管理者、国等及び公開申請者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、指定管理者は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公開申請があった旨を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 指定管理者は、第三者に関する情報が記録されている文書を公開しようと

する場合であつて、当該情報が第4条第1項第2号イ又は同項第3号ア若しくはイの情報に該当すると認められるときは、公開決定(第7条第1項の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、当該公開申請があつた旨を「意見照会書(第6号様式)」により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 指定管理者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、指定管理者は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を「文書公開決定に係る通知書(第7号様式)」により通知しなければならない。

(公開の方法等)

第10条 指定管理者は、公開決定をしたとき(前条第3項の規定による場合を除く。)は、公開申請者に対し、速やかに当該決定に係る文書の公開を実施しなければならない。

- 2 文書の公開の方法は、閲覧、聴取若しくは視聴又は写しの交付により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公開申請に係る文書について汚損又は破損のおそれがあると認めるときその他やむを得ない理由があるときは、当該文書を複写したものを閲覧、視聴若しくは聴取に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 指定管理者は、第7条第1項の規定による通知をした場合において、同項の規定により指定した日時又は期間内に公開申請者が文書の公開の実施に応じなかったときは、改めて日時又は期間を指定し、文書の公開の実施に応ずるよう、第7条第1項の規定により指定した日時又は期間を経過したときから7日以上期間をおいて「文書の公開の実施に係る催告書(第8号様式)」により催告するものとする。
- 5 指定管理者は、前項の規定による催告をした場合において、改めて指定した日時又は期間内に、公開申請者が正当な理由なく、なお文書の公開の実施に応じなかったときは、当該日時又は期間を経過したときにおいて、当該文書の公開を実施したものとみなす。この場合においては、次条第1項の規定は、適用しない。
- 6 指定管理者は、郵送による文書の写しの交付を希望している公開申請者に第7条第1項の規定による通知をした場合において、同項の規定により指定した期限までに次条第1項の費用の納付がなかったときは、改めて期限を指定し、当該費用を納付するよう、第7条第1項の規定により指定した期限を経過したときから7日以上期間をおいて「納付催告書(第9号様式)」により

催告するものとする。

- 7 指定管理者は、前項の規定による催告をした場合において、改めて指定した期限までに、なお次条第1項の費用の納付がなかったときは、当該期限を経過したときにおいて、当該文書の公開を実施したものとみなす。この場合においては、次条第1項の規定は、適用しない。

(費用)

第11条 文書の公開に要する費用は次の表のとおりとする。

区 分					金額
写しの作成に要する費用	文 書 及 び図画	複写機により複写した場合	用紙 1 面につき	白黒(A3判まで)	円
				カラー(A3判)	円
				カラー(A3判未満)	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク 1 枚につき	円
		マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合		用紙 1 面につき	円
		その他の場合			円
	電 磁 的 記 録	用紙に出力した場合	用紙 1 面につき	白黒(A3判まで)	円
				カラー(A3判)	円
				カラー(A3判未満)	円
		CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク 1 枚につき	円
その他の場合			円		
写しの送付に要する費用		郵便等による送付			円

備考 この表において「A3判」とは、日本工業規格A列3番をいう。

(異議の申出)

第12条 公開決定等について不服のあるものは、公開決定等を知った日の翌日から起算して3月以内に、指定管理者に対し「文書公開決定等異議申出書(第10号様式)」により異議の申出をすることができる。

- 2 指定管理者は、前項の異議の申出があったときは、所管課長の意見を聴いた上で、これを尊重して、速やかに、当該異議の申出に対する決定をしなければならない。

(第三者からの異議の申出を棄却する場合等における手続)

第13条 第9条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの異議の申出を却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議の申出に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(文書管理)

第14条 指定管理者は、この基準の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

(報告)

第15条 指定管理者は、毎年1回、この基準の運用状況について所管課長に報告しなければならない。

(所管課長との協議)

第16条 この基準に定めのない事項、又はこの基準の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、必要に応じ指定管理者と所管課長が協議の上、これを定めるものとする。

付 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

文書公開申請書 年 月 日 指定管理者 宛 住所 〒 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名) 電話番号 指定管理者の情報公開に関する基準第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
申請する 文書の名 称、内容	文書を特定することができるように、文書の件名、知りたい事項又は年度、 期間その他参考となる事項をできるだけ具体的に記入してください。
公開の 方法	希望する番号を○で囲んでください。 1 閲覧 2 視聴 3 聴取 4 写しの交付 (郵送希望：□ する・□ しない)
備考	

注 1 写しの交付については、有料となります。

2 対応が可能な場合、カラー複写、CD-R 等による交付も行います。希望する場合は、備考欄に記入してください。

第 2 号様式(第 7 条関係)

年 月 日		
様		
指定管理者		印
文 書 公 開 決 定 通 知 書		
年 月 日付け公開申請のあった文書については、指定管理者の情報公開に関する基準第 7 条第 1 項の規定により、その全部を公開することを決定したので、通知します。		
1 公開申請のあった文書の名称、内容		
2 公開することと決定した文書の名称		
3 公開の日時(期間)及び場所又は費用の納付期限		
来庁による公開	閲覧・視聴・聴取	日時 年 月 日(午前・午後) 時から(午前・午後) 時まで の間 場所
	写しの交付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所
郵送等による公開	費用の納付期限 年 月 日	※納付の確認ができ次第、写しを送付します。
4 担当者及び連絡先	担当者	連絡先

(注) 3 の日時(期間) 又は期限について、都合が悪い場合には、事前に電話等で担当に御連絡ください。

第3号様式(第7条関係)

年 月 日		
様		
指定管理者		印
文 書 部 分 公 開 決 定 通 知 書		
年 月 日付け公開申請のあった文書については、指定管理者の情報公開に関する基準第7条第1項の規定により、その一部を公開することを決定したので、通知します。		
1 公開申請のあった文書の名称、内容		2 一部公開することと決定した文書の名称
3 公開の日時(期間)及び場所又は費用の納付期限		
来庁による公開	閲覧・視聴・聴取	日時 年 月 日(午前・午後) 時から(午前・午後) 時までの間 場所
	写しの交付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所
郵送等による公開	費用の納付期限 年 月 日	※納付の確認ができ次第、写しを送付します。
4 公開しない部分		
5 公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由		根拠規定 指定管理者の情報公開に関する基準第 条第 項第 号 適用の理由
6 非公開情報に該当しなくなる時期(基準第7条第4項に該当する場合のみ)		年 月 日 ※ただし、文書の公開を希望する場合は、同日以後改めて公開申請が必要となります。
7 担当者及び連絡先		担当者 連絡先

(注) 3 の日時等について、都合が悪い場合には、事前に電話等で担当に御連絡ください。

第 4 号様式(第 7 条関係)

年 月 日	
様 指定管理者 印	
文 書 非 公 開 決 定 通 知 書	
年 月 日付け公開申請のあった文書については、指定管理者の情報公開に関する基準第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので、通知します。	
1 公開申請のあった文書の名称、内容	
2 公開しないことと決定した文書の名称	
3 公開しないこととする根拠規定	指定管理者の情報公開に関する基準 ☐ 第 4 条第 1 項第 号(非公開情報) ☐ 第 6 条第 1 項(存否応答拒否) に該当 ☐ 第 7 条第 3 項(文書不存在)
4 3 の根拠規定を適用する理由	
5 非公開情報に該当しなくなる時期(基準第 7 条第 4 項に該当する場合のみ)	年 月 日 ※ただし、文書の公開を希望する場合は、同日以後改めて公開申請が必要となります。
6 担当者及び連絡先	担当者 連絡先

第 5 号様式(第 8 条関係)

年 月 日 様 指定管理者  文書公開決定等期間延長通知書 年 月 日付け公開申請のあった文書については、指定管理者の情報公開に関する基準第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、通知します。		
公 開 申 請 の あ っ た 文 書 の 名 称 、 内 容		
第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
延 長 の 理 由		
担当者 及び連絡先	担当者	連絡先

第 6 号様式(第 9 条関係)

年 月 日 様 指定管理者 印 意 見 照 会 書 指定管理者の情報公開に関する基準第3条第2項の規定により公開請求のあった文書において、あなた(貴団体)に関する情報が記録されていますので、同基準第9条(第1項・第2項)の規定により通知します。本件公開請求に係る文書の公開決定等を行うことについて意見がある場合は、意見書を提出してください。	
公開請求の対象 となった文書の 名称、内容	
公 開 請 求 の あ っ た 日	年 月 日
文書に記載され ているあなた(貴 団体)に関する情 報の内容	
指定管理者の情 報公開に関する 基準第9条第2 項に該当する場 合は、その理由	理由
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
担当者 及び連絡先	担当者 連絡先

注 1 この意見照会は、公開請求に係る文書について公開決定等を行う際に参考とするために
行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、文書の公開に異議がないものとして扱います。

第 7 号様式(第 9 条関係)

年 月 日 様 指定管理者 印 文書公開決定に係る通知書 年 月 日付けで公開請求のあったあなた(貴団体)に関する情報が記録されている文書について、次のとおり(全部・一部)を公開する旨決定したので、指定管理者の情報公開に関する基準(第 9 条第 3 項・第 13 条第 1 項において準用する第 9 条第 3 項)の規定により通知します。	
公開請求の対象 となった文書の 名称、内容	
公開決定をした 文書に記録され ているあなた(貴 団体)に関する情 報の内容	
公 開 決 定 を し た 理 由	
文書の公開を実 施 す る 日	年 月 日
担当者 及び連絡先	担当者 連絡先

年 月 日

様

指定管理者

印

文書の公開の実施に係る催告書

下記文書の公開について、 年 月 日付けで通知した日時(期間)における公開の実施に応じなかったため、改めて、公開の実施の日時(期間)及び場所を指定します。

なお、今回改めて指定した日時(期間)において、正当な理由なく公開の実施に応じないときは、指定管理者の情報公開に関する基準第 10 条第 5 項の規定により、文書の公開を実施したものとみなします。

公開請求のあった文書の名称、内容	
改めて指定する公開の実施の日時(期間)及び場所	
担当者及び連絡先	担当者 連絡先

第 9 号様式(第 10 条関係)

年 月 日 様 指定管理者 印 納 付 催 告 書 下記文書の公開の実施について、 年 月 日付けで通知した文書の写しの作成に係る費用及び写しの送付に係る費用について、納付期限(年 月 日)を過ぎておりますが、 年 月 日現在まだ納付を確認できておりません。 そこで、改めて納付の期限を指定しますので、下記納付期限までに先に送付した納付書により納付してください。 なお、正当な理由なく下記納付期限までに納付がないときは、指定管理者の情報公開に関する基準第 10 条第 7 項において準用する同条第 5 項の規定により、文書の公開を実施したものとみなします。	
公 開 請 求 の あ っ た 文 書 の 名 称 、 内 容	
改めて指定する 納 付 期 限	年 月 日
担当者 及び連絡先	担当者 連絡先

第 10 号様式(第 12 条関係)

文 書 公 開 決 定 等 異 議 申 出 書	
年 月 日	
指定管理者 宛	
住 所 〒	
氏 名 印	
〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕	
年 齢 歳	
電話番号	
那覇市指定管理者の情報公開に関する基準第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり 異議の申出をします。	
公開請求に係 る 文 書 の 名 称、 内 容	
公 開 請 求 日	
異 議 の 申 出 に 係 る 決 定 の 有 無 及 び 内 容	☐ 有 決定内容 ☐ 公開決定 ☐ 部分公開決定 ☐ 非公開決定 ☐ 存否応答拒否決定 ☐ 無
公 開 決 定 等 を 知 っ た 日	年 月 日
異 議 の 申 出 の 趣 旨 及 び 理 由	